

別府市監査委員告示第4号

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和8年6月26日

別府市監査委員 姫 野 綾

同 市 原 隆 生

同 藤 野 博

1 ひと・くらし支援課

監査実施期間 令和4年9月27日から令和4年12月1日まで

(1) 生活保護費の債権管理について

被保護者に生活保護費を支給したことが妥当でないことが判明したときは、地方自治法第240条第2項の規定により「督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。生活保護費に係る返還金等債権については、期限までに債務を履行しない債務者に対して時効の更新措置及び適切な納入指導等の措置並びに債務者が保護廃止となった場合の居住地調査や債務者が死亡した場合の相続人の調査など法令に則った一連の行為を行わなければ適切な債権管理を行ったとは認められない。法令等の規定に基づき適正な債権管理を行うとともにその経過を記録されたい。

(措置結果)

生活保護に係る返納金等が発生した場合、債務者に対し、適宜、納付書を送付し納入を通知しています。滞納者については、債権管理台帳により滞納状態を把握し、督促状を送付しています。

また、債務者が死亡した時点で、相続人と連絡が取れるケースについては、ケースワーカーが相続の意思を確認し、債務履行や相続放棄申述書の提出を指導しています。連絡が取れないケースについては戸籍調査を行い、相続人を把握し債務履行や相続放棄申述書の提出について説明しています。

2 都市計画課

監査実施期間 令和7年10月17日から令和7年12月19日まで

(1) 各種補助金について

別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付事務において、交付要綱第3条第2項により「暴力団関係者は、補助金の交付を受けることができない。」と規定されているが、この要件確認が十分に行われていなかった。

また、補助金事業において、国や県から発出される交付決定通知、変更交付決定通知、額の確定通知について、別府市文書管理規程第16条、第17条及び第22条の規定による事務処理がなされていなかった。

関係法令等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(措置結果)

令和8年4月1日付けで別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱を改正し、この補助対象要件の確認ができるよう誓約書（様式第1号の2）を補助金交付申請時に提出するよう改善しました。

また、監査指摘以降、指摘を受けた内容について、別府市文書管理規程第16条、第17条及び第22条の規定により、適正に事務処理を行っています。